

特定非営利活動法人 余生あんしんサポート 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 余生あんしんサポートという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿屋市大浦町 14042 番地 4 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対し個人の尊厳の保持と自立の支援という福祉の基本理念のもとに、高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）に関する福祉の向上並びに権利擁護に関する事業、終活に関する相談活動を行い、高額となっている現代の葬儀全般の在り方や、人生の終期における様々な問題を消費者と共に考え、葬儀事業を通して情報の発信とその啓発に努め、社会文化と消費者保護に寄与し、高齢者及びその家族が精神的、経済的に安心して人生最期を心豊かで健全に過ごせる地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。
- (3) 人権の擁護を図る活動。
- (4) 消費者の保護を図る活動。
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 高齢者等の葬儀、相続関連事項等、終活問題に関する情報提供及び相談事業。
- (2) 死後の諸手続き及び葬送支援事業。
- (3) ご遺骨の納骨及び一時預かりを行える場所の情報提供及び助言・援助に関する事業。
- (4) 墓じまい・改葬相談における助言・援助に関する事業。
- (5) 墓地の管理事業。
- (6) 遺品整理、遺言執行に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するため必要な事業

2 その他の事業

- (1) 物品販売事業。

3 2項に掲げる事業は、1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の2分の1以上の同意により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき、又、秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出品品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条 通常社員総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 社員総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	池 田 成 利
副理事長	河野志津代
理事	木 場 隆 之
理事	村 田 康 弘
理事	山 下 厚
理事	加治木成賢

理事	飛松美佳
理事	平原秀作
理事	大野誠
理事	佐々木壽嗣
監事	岩切久幸

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 0 円
正会員会費 0 円
 - (2) 賛助会員入会金 10,000 円
賛助会員会費 5,000 円 (1 口)

役員名簿

特定非営利活動法人 余生あんしんサポート

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事	池田 成利		無
理事	河野 志津代		無
理事	木場 隆之		無
理事	村田 康弘		無
理事	山下 厚		無
理事	加治木 成賢		無
理事	飛松 美佳		無
理事	平原 秀作		無
理事	大野 誠		無
理事	佐々木 壽嗣		無
監事	岩切 久幸		無

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 定款附則に記載してある設立当初の役員と一致させること。
- 3 役職名の欄には、「理事長」、「副理事長」ではなく「理事」又は「監事」と記入すること。
- 4 氏名」及び「住所又は居所」の欄は、住民票などによって証された住所又は居所をそのまま記載すること。
- 5 役員については、親族に関する制限があり、本人とその配偶者若しくは3親等以内の親族については、役員総数が6人以上であれば、本人と合わせて2人までは役員となることはできますが、5人以下であれば本人以外に役員になることはできません。
- 6 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入すること。
- 7 報酬を受ける役員（報酬の有無の欄に「有」と記載の役員）の数は、役員総数の3分の1以下とすること。（法第2条第2項第1号ロ）

(法第10条第1項第5号)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

少子高齢化が進み、深刻化する高齢者や、その家族が人生の終期を不安に思っている方がたくさんいます。最期の時を金銭面、事務処理面の負担を取り除き、安心して生活が送れるように取り組んで行きます。

現状は物価高騰、少子高齢化の時代により、身寄りのない方、経済的に不安のある方がいます。その方々に情報提供やアドバイスを行い、知らないことによる不安や無駄な支出を取り除き、少しでも充実した余生を送ってもらいたいと考えています。

今後、生活保護受給者など生活困窮家庭や、身寄りのない方の葬送支援、お骨の永代供養、遺品整理、空き家、空き地の有効活用を取り組んでいき、地域住民の安定と安心、健康な地域社会づくりに貢献するよう取り組んでいこうと考えています。

以上の活動を行うにあたって、地域の方に特定非営利法人で活動することにより、より安心して頼っていただきたいです。大切な残りの人生なので、責任をもって助言、支援していきたいと考えております。

2 申請に至るまでの経過

令和6年12月 発起人会の開催

令和7年 2月 設立総会の開催

※申請に至った動機や経緯などを時系列的に記載します。

令和7年2月17日

特定非営利活動法人余生あんしんサポート

設立代表者 住所 鹿屋市大浦町14042番地4

氏名 池田 成利



【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 特定非営利活動法人を設立しようとするに至った動機や経緯を説明し、事業の内容、必要性等をわかりやすく、簡潔に記載すること。
- 3 定款記載の目的・事業等と矛盾を生じないようにすること。

(法第10条第1項第7号)

年度事業計画書

法人成立の日 から 令和 8年 3月31日

特定非営利活動法人 余生あんしんサポート

1 事業実施の方針

本年度は、終活に関する葬儀、遺品整理、お骨の預け先、不動産、相続等の相談会の実施を中心に事業展開するとともに、行政とも連携をとり、困っている方の支援を実施活動して行く。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日及び時間	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算(千円)
第5条 (1)高齢者等の葬儀、相続関連事項等、終活問題に関する情報提供及び相談事業	高齢者等に無料相談会を開催する	随時	鹿児島県	延べ 12人	地域住民	110
(2)死後の諸手続き及び葬送支援事業	通夜、葬儀、拾骨等の支援	随時	鹿児島県	延べ 12人	地域住民	300
(3)ご遺骨の納骨及び一時預かりを行える場所の情報提供及び助言・援助に関する事業	納骨方法、場所等個別に合った適切な助言、支援	随時	鹿児島県	延べ 12人	地域住民	20
(4)墓じまい・改葬相談における助言・援助に関する事業	墓じまい、改葬、再火葬手続きの支援、助言	随時	鹿児島県	延べ 12人	墓じまい、改葬を検討している地域住民	10
(5)墓地の管理事業	納骨場所の清掃、支援	随時	鹿児島県	延べ 12人	納骨堂に骨を預けている方	40
(6)遺品整理、遺言執行に関する事業	遺品整理、住宅内外の動産整理、処分	随時	鹿児島県	延べ 6人		100
(7)その他この法人の目的を達成するため必要な事業	不動産整理等助言、支援	随時	鹿児島県	延べ 2人		10

(2) その他の事業

事業名	事業内容等	支出見込み額(千円)
物品販売事業	フリーマーケット	3

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ作成すること。
- 3 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を明確に区分して記載すること。
- 4 事業実施の方針については、当該年度の事業計画実施の重点目標、その取り組み方などを記載すること。
- 5 定款に定める事業ごとに、事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額などがわかるように作成すること。
- 6 事業名は、定款第5条に記載された事業名で統一すること。
- 7 事業内容は、活動の具体的な内容がわかるよう詳しく記載すること。
- 8 実施予定日は、設立初年度については法人設立（予定）日以降について記載すること。
- 9 受益対象者の範囲及び予定人数は、「受益対象者」と「予定人数」のどちらも記載すること。
- 10 事業別に、事業費の予算の合計額と活動予算書の事業費の計とを一致させること。
- 11 定款でその他の事業を規定しているが当該年度に事業を実施しない場合は「・その他の事業 今年度は実施せず」などと記載すること。

活動予算書

法人設立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 余生あんしんサポート

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄付金			
受取寄付金	10,000		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	10,000		
4. 事業収益			
後見人等受任事業収益	50,000		
葬儀、納骨等事業収益	500,000		
遺品整理等事業収益	350,000		
物品販売事業収益		3,000	
5 事業収益			
受取利息			
経常収益計	920,000	3,000	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	50,000		
臨時賃金			
退職給与引当金			
人件費計	50,000	0	
(2)その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	30,000		
消耗品費	50,000		
印刷製本費	50,000		
委託費	100,000		
売上原価	300,000		
地代家賃		3,000	
その他経費計	540,000	3,000	
事業費計	590,000	3,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
臨時賃金	0		
人件費計	0	0	
(2)その他経費			
消耗品費	0		
光熱水費	50,000		
地代家賃	240,000		
その他経費計	290,000	0	
管理費計	290,000	0	
経常費用計	880,000	3,000	
当期経常増減額	40,000	0	
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
2.			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正額			
2.			
経常外費用計			
経理区分振替額	0	0	
当期正味財産増減額	40,000	0	
前期繰越正味財産額	0		
(設立時正味財産額)			
次期繰越正味財産額	40,000		

(注) 特定非営利活動促進法第28条第1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。

(法第10条第1項第7号)

年度事業計画書

令和8年 4月 1日から 令和9年 3月31日

特定非営利活動法人 余生あんしんサポート

1 事業実施の方針

本年度は、終活に関する葬儀、遺品整理、お骨の預け先、不動産、相続等の相談会の実施を中心に事業展開するとともに、行政とも連携をとり、困っている方の支援を実施活動して行く。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日及び時間	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算(千円)
第5条 (1)高齢者等の葬儀、相続関連事項等、終活問題に関する情報提供及び相談事業	高齢者等に無料相談会を開催する	随時	鹿児島県	延べ 24人	地域住民	30
(2)死後の諸手続き及び葬送支援事業	通夜、葬儀、拾骨等の支援	随時	鹿児島県	延べ 24人	地域住民	500
(3)ご遺骨の納骨及び一時預かりを行える場所の情報提供及び助言・援助に関する事業	納骨方法、場所等個別に合った適切な助言、支援	随時	鹿児島県	延べ 24人	地域住民	30
(4)墓じまい・改葬相談における助言・援助に関する事業	墓じまい、改葬、再火葬手続きの支援、助言	随時	鹿児島県	延べ 24人	墓じまい、改葬を検討している地域住民	50
(5)墓地の管理事業	納骨場所の清掃、支援	随時	鹿児島県	延べ 24人	納骨堂に骨を預けている方	120
(6)遺品整理、遺言執行に関する事業	遺品整理、住宅内外の動産整理、処分	随時	鹿児島県	延べ 12人		250
(7)その他この法人の目的を達成するため必要な事業	不動産整理等助言、支援	随時	鹿児島県	延べ 4人		30

(2) その他の事業

事業名	事業内容等	支出見込み額(千円)
物品販売事業	フリーマーケット	3

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ作成すること。
- 3 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を明確に区分して記載すること。
- 4 事業実施の方針については、当該年度の事業計画実施の重点目標、その取り組み方などを記載すること。
- 5 定款に定める事業ごとに、事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額などがわかるように作成すること。
- 6 事業名は、定款第5条に記載された事業名で統一すること。
- 7 事業内容は、活動の具体的な内容がわかるよう詳しく記載すること。
- 8 実施予定日は、設立初年度については法人設立（予定）日以降について記載すること。
- 9 受益対象者の範囲及び予定人数は、「受益対象者」と「予定人数」のどちらも記載すること。
- 10 事業別に、事業費の予算の合計額と活動予算書の事業費の計とを一致させること。
- 11 定款でその他の事業を規定しているが当該年度に事業を実施しない場合は「・その他の事業 今年度は実施せず」などと記載すること。

活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人 余生あんしんサポート

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄付金			
受取寄付金	30,000		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	30,000		
4. 事業収益			
後見人等受任事業収益	50,000		
葬儀、納骨等事業収益	600,000		
遺品整理等事業収益	700,000		
物品販売事業収益		3,000	
5 事業収益			
受取利息			
経常収益計	1,410,000	3,000	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	50,000		
臨時賃金			
退職給与引当金			
人件費計	50,000	0	
(2)その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	50,000		
消耗品費	200,000		
印刷製本費	50,000		
委託費	200,000		
売上原価	500,000		
地代家賃		3,000	
その他経費計	1,010,000	3,000	
事業費計	1,060,000	3,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
臨時賃金	0		
人件費計	0	0	
(2)その他経費			
消耗品費	0		
光熱水費	50,000		
地代家賃	240,000		
その他経費計	290,000	0	
管理費計	290,000	0	
経常費用計	1,350,000	3,000	
当期経常増減額	60,000	0	
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
2.			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正額			
2.			
経常外費用計			
経理区分振替額	0	0	
当期正味財産増減額	60,000	0	
前期繰越正味財産額	0		
(設立時正味財産額)			
次期繰越正味財産額	67,000		

(注)特定非営利活動促進法第28条第1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。